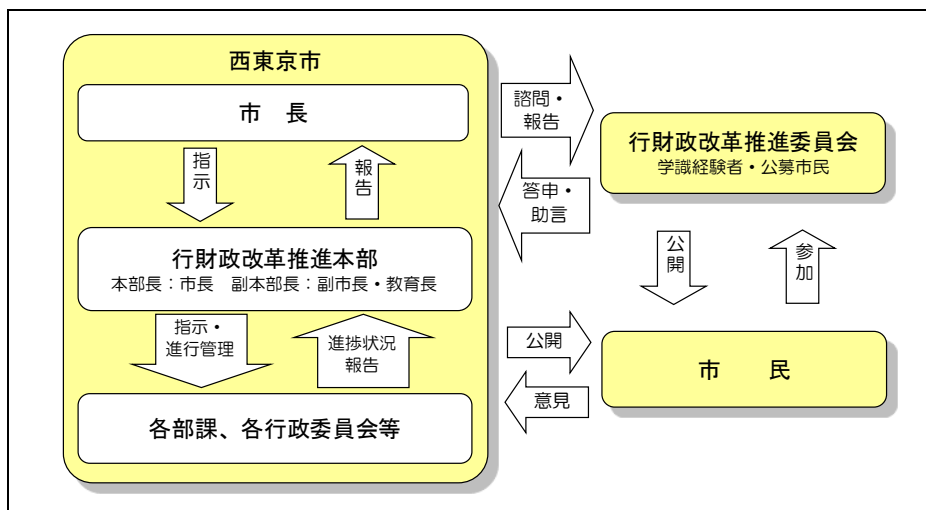


委員会の運営方法について

1 委員会の目的、所掌事務、推進体制

- ・ 目的：西東京市行財政改革推進委員会条例 第1条
- ・ 所掌事務：西東京市行財政改革推進委員会条例 第2条
- ・ 推進体制：



2 会議の公開、会議録の作成及び公開

(1) 会議の公開（西東京市市民参加条例第8条、第9条）

- ・ 附属機関等の会議は、不開示情報を審議する場合や、公開が円滑な審議の妨げとなる場合を除き、公開しなければならない。
- ・ 公開する場合は、開催情報を市の広報やHPなどで事前に公表する。
- ・ 傍聴者は会議資料を閲覧できる。
- ・ 開催した会議については会議録を作成し、公開しなければならない。

(2) 傍聴（西東京市行財政改革推進委員会会議傍聴要領）

- ・ 会議の具体的な公開手続き及び傍聴できないケースや傍聴の際のルール等について要領で定めています。

(3) 会議録（西東京市市民参加条例施行規則第4条、第8条）

- ・ 会議録の記述内容は、全文記録、要点記録、発言内容ごとの要点記録の中から選択します。
- ・ 会議録は、会議終了後、事務局で作成し、次回の会議までに事前に委員に配付して内容をご確認いただきます。内容確定後、田無庁舎、保谷庁舎の情報公開コーナー及び市HPで閲覧できるようにします。

※会議録の作成のため、会議の発言内容を録音します。